

賃金等の変動に対する
工事請負契約書第25条第6項（インフレスライド条項）
運用マニュアル（暫定版）

平成26年2月
(令和4年12月改定)

山口県土木建築部技術管理課

はじめに

本資料は、工事請負契約書（以下「契約書」という。）第25条第6項のインフレスライド条項及び令和4年12月16日付け令4技術管理第728号「賃金等の変動に対する工事請負契約書第25条第6項の運用について」（以下「本運用」という。）に関するスライド額の算定方法や発注者及び受注者間における協議等についての考え方を整理したものである。

本資料において、出来形数量の確認や残工事量の算出等において疑義が生じた場合は、技術管理課と必要に応じ相談等を行い、円滑な執行に努められたい。

1 適用対象工事

工事請負契約書（以下「契約書」という。）第25条第6項の請求ができる工事は、以下の条件を満たす工事とする。

- (1) 工期内に、労務又は資材単価の変更がなされた工事。
- (2) 残工期が基準日から2ヶ月以上ある工事。

2 請求日及び基準日等について

請求日及び基準日等の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 請求日：発注者又は受注者が請負代金額の変更の協議（以下「スライド協議」という。）を請求した日とする。
- (2) 基準日：請求日とすることを基本とする。
また、請求があった日から起算して、14日以内で発注者と受注者とが協議して定める日とすることもできる。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間とする。

・請求日について

請求に際しては、残工事の工期が基準日から2ヶ月以上必要であることに留意すること。

・基準日について

発注者と受注者とが協議して定める基準日は、請求日を基本とするが、これにより難しい場合は、請求日から14日以内の範囲で定める。

・残工期について

残工期については、基準日における契約工期の残工事期間を基本とするが、基準日までに変更契約を行っていない場合でも先行指示等（工事打合簿により確認できること）により工期延長が明らかな場合には、その工期延長期間を考慮することができる。

3 スライド協議の請求

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととする。

・スライド対象の確認

スライド判定にあたっては、設計変更に伴う変更契約を行った上、で出来高を確認し、変動前と変動後残工事請負代金額により判定することを基本とする。

・スライド協議の請求について

発注者又は受注者からのスライド協議の請求は、書面（別紙様式 1-1 又は 1-2）により行うこととする。書面には、変更請求概算額算定資料、概算残工事請負代金算定資料を添付するものとする。

また、基準日設定後に新たに労務又は資材単価が変更され、かつ、残工事の工期が新たな基準日から 2 ヶ月以上ある場合に、はその都度スライド協議の請求をすることができる。

・スライド額協議開始日について

発注者は、受注者の意見を聴いてスライド額協議開始日を定め、請求日から 7 日以内に受注者に書面（別紙様式 2）により通知する。

・実施フローについて

別紙 1 「工事請負契約書第 25 条第 6 項に伴う実施フロー」別紙 2 「増額の場合のインフレ・スライド額算定作業フロー」を参照すること。

4 請負代金額の変更

- (1) 賃金水準又は物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とする。
- (2) 増額スライド額については、次式により行う。
$$S_{\text{増}} = [P_2 - P_1 - (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{増}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
 $S_{\text{増}}$: 増額スライド額
 P_1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
 P_2 : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \alpha \times Z$ 、 α : 請負比率（当初請負代金額 / 当初設計額）、 Z : 発注者積算額)
- (3) 減額スライド額については、次式により行う。
$$S_{\text{減}} = [P_2 - P_1 + (P_1 \times 1/100)]$$

この式において、 $S_{\text{減}}$ 、 P_1 及び P_2 は、それぞれ次の額を表すものとする。
 $S_{\text{減}}$: 減額スライド額
 P_1 : 請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額
 P_2 : 変動後（基準日）の賃金又は物価を基礎として算出した P_1 に相当する額
($P = \alpha \times Z$ 、 α : 請負比率（当初請負代金額 / 当初設計額）、 Z : 発注者積算額)
- (4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更については考慮するものではない。

・受注者の負担割合

受注者の負担割合については、契約書第 29 条の「不可抗力による損害」に準拠し、建設

業者の経営上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた「100分の1」としている。

・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

・複数回スライドを行う場合について

スライド請求を複数回行う場合におけるスライド額の算出も上記に基づき同様に実施するものとする。なお、その場合基準日における請負代金額には、それまでに実施したスライド額を含むものとする。

5 出来高数量の確認

- (1) 基準日における残工事を算定するために行う出来形数量の確認は、数量総括表に対応して出来高確認を行うものとする。
- (2) 現場搬入材料については、確認したものは出来形数量として取り扱うこと。
また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱う。
 - ・工場製作品については、工場での確認又はミルシート等で在庫確保が証明できる材料は出来形数量として取り扱う。
 - ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械及び仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）の設置費及び賃料等も出来形の対象とする。ただし、基準日以降の賃料等については、スライド対象とする。
 - ・契約書にて工事材料の売買契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料は出来形数量として取り扱う。
- (3) 数量総括表で一式明示した仮設工についても出来形数量の対象とできる。
- (4) 出来形数量の計上方法については、発注者側に換算数量がない場合は、受注者側の当該工種に対する構成比率により出来形数量を算出してもよい。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事は、増額スライドの場合は、出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合は、出来形部分に含めないものとする。
- (6) 基準日までに変更契約を行っていないが工事打合簿により先行指示されている設計量についても、基準日以降の残工事はスライドの対象とすること。

・出来形数量等の確認方法について

基準日における工事の出来形数量の確認については、本運用5に基づき実施することを基本とする。

なお、最近の労働市場実勢価格を適切・迅速に反映し、技能労働者等への適切な水準の賃金の支払等を促進する必要があることから、当面、受注者に「工事出来高内訳書」、「実施工程表付き工事履行報告書」及び「出来高状況写真」の提出を求め、これにより、数量総括表に対応した出来高を確認できることとする。

・「工事出来高内訳書」による出来高の確認

「工事出来高内訳書」は、数量総括表に「出来形数量」欄、「残工事数量」欄を追加し

たものとし、「工事出来高内訳書」に記載された出来形数量により、数量総括表に対応した出来形数量を確認する。

- ・「実施工程表付き工事履行報告書」による出来高の確認

「工事出来高内訳書」による確認が困難なものについては、実施工程表を添付した基準日までの工事履行報告書により、次式により数量総括表に対応した出来高を確認する。
(ただし、実施工程表は、基準日までに作成されたものとする。)

$$\text{出来形数量} = \text{基準日における設計数量} \\ \times (\text{基準日における実施済工程工期} / \text{実施工程工期})$$

- ・「出来高状況写真」による出来高の確認

「工事出来高内訳書」の工種に対応した「出来高状況写真」により、数量総括表に対応した出来形数量を確認する。

- ・出来形数量等の確認時期について

発注者は、請求日から14日以内に出来高確認を行う。

6 物価指数

発注者は、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができる。

- ・積算に使用する単価について

変動後の価格を算定する際に用いる材料単価等については、発注者が積算に使用している物価資料等の基準日における価格を基礎とする。

- ・基準日における特別調査又は見積価格採用単価について

再調査や再見積に多大な労力又は日数を必要とする場合には、当初積算時の類似単価の物価変動率により算定することができる。ただし、当該材料等の工事費全体に占める割合が大きい場合は、別途考慮する。

7 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、スライド協議が整った後、速やかに行うことを原則とするが、精算変更時点で行うこともできる。

- ・精算変更時で行う場合

スライド額に係る契約変更を精算変更時点で行う場合は、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認すること。

8 全体スライド及び単品スライド条項の併用

- (1) 契約書第25条第1項から第4項までに規定する全体スライド条項に基づく請負代金額の変更を実施した後であっても、本通知によるスライドを請求することができる。
- (2) 本通達に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、契約書第25条第5項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができる。

- ・契約書第25条第6項に規定するインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まずインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、インフレスライド条項との重複を防止するため、インフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価をインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・また、インフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単独で考えれば、前者においては残工事費の1%、後者においては対象工事費の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。
- ・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、インフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、インフレスライド条項の適用により受注者が負担する残工事費の1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。
- ・さらに、単品スライド条項に係る対象工事費は基本的には最終的な全体工事費であり、インフレスライド条項と併用した場合の対象工事費はインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価となる。

【参考】 契約書第 25 条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変動）

全体
スライド

- 1 発注者は、工期内でこの契約を締結した日から 12 月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金の額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金の額の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金の額から当該請求時の出来形部分に対する請負代金相当額を控除した額をいう。以下同じ。）と変更後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変更前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち、変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金の額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第 1 項の規定による請求は、この条の規定により請負代金の額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「この契約を締結した日」とあるのは「直前のこの条の規定に基づく請負代金の額の変更について請求があった日」として同項の規定を適用する。

単品
スライド

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金の額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金の額の変更を請求することができる。

インフレ
スライド

6 予期することのできない特別の事清により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金の額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金の額の変更を請求することができる。

7 前 2 項の場合において、請負代金の額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。

8 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を行った日又は受けた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。